患者様へのご案内・院内掲示事項

■明細書の発行について

当院では、医療の透明性の向上と患者様への情報提供の充実のため、領収証の発行時に診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料でお渡ししています。
明細書には、診療報酬の区分、項目名、点数または金額が記載されます。
明細書の発行を希望されない場合は、受付までお申し出ください。

■長期収載品の選定療養について

令和 6 年 10 月から、後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）を患者様のご希望で選択される場合、選定療養の対象となることがあります。
その場合、後発医薬品との差額の一部を、保険診療とは別に「特別の料金」としてご負担いただくことがあります。
ただし、医師が医療上必要と判断した場合や、後発医薬品の供給が困難な場合などは、選定療養の対象外となることがあります。
対象となるお薬や費用については、必要に応じて診察時または受付・薬局等でご説明いたします。

■一般名処方について

当院では、後発医薬品の使用促進と安定供給のため、医薬品を商品名ではなく有効成分名で記載する「一般名処方」を行うことがあります。
一般名処方により、同じ有効成分を含む複数の医薬品から、供給状況や患者様のご希望に応じて選択しやすくなります。
当院では、医薬品の供給状況を踏まえながら、一般名処方の目的について分かりやすくご説明するよう努めています。
なお、長期収載品を患者様のご希望で選択される場合は、選定療養の対象となることがあります。

■外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

当院では、外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の届出を行っています。
医療従事者の処遇改善を通じて、地域において継続的かつ安定的な医療提供体制を確保するため、診療報酬上の定めに基づき算定いたします。
ご理解のほどよろしくお願いいたします。

■情報通信機器を用いた診療について

当院では、厚生労働省の定める「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に基づき、情報通信機器を用いた診療、いわゆるオンライン診療を実施しています。

オンライン診療の実施にあたっては、以下の体制で対応しています。

- オンライン診療のみで完結させることを前提とせず、患者様の状態に応じて、必要な場合には対面診療を適切に組み合わせて診療を行います。
- 患者様の状態により当院での対面診療が困難な場合には、必要に応じて他の医療機関と連携して対応いたします。
- オンライン診療に関する体制や運用状況については、厚生労働省の指針に基づくチェックリストを作成し、当院ホームページ等に掲示しています。
- 情報通信機器を用いた診療の初診においては、向精神薬の処方は行っておりません。
- 当院ホームページは、医療広告ガイドラインを遵守し、「医療広告規制におけるウェブサイト等の事例解説書」等を参考に作成しています。
- 向精神薬を処方する場合には、必要に応じて電子処方箋管理サービスの重複投薬等チェック機能を活用し、適切な処方管理に努めています。

■機能強化加算について

当院は、地域のかかりつけ医機能を担う医療機関として、次のような取り組みを行っています。

- 他の医療機関の受診状況や処方薬を把握し、必要な服薬管理を行います。
- 必要に応じて、専門医師・専門医療機関をご紹介します。
- 健康診断の結果、発育・発達、予防接種、育児、健康管理に関するご相談に対応します。
- 保健・福祉サービスの利用に関するご相談に対応します。
- 診療時間外を含む緊急時の対応方法について、必要な情報をご案内します。

■ 夜間の相談窓口（大阪）

救急安心センターおおさか

06-6582-7119 ／ #7119（24 時間）

小児救急電話相談

06-6765-3650 ／ #8000

19:00～翌 8:00

■外来感染対策向上加算・連携強化加算・サーベイランス強化加算発熱患者等対応加算

当院では、院内感染防止対策として、必要に応じて次のような取り組みを行っています。

- 感染管理者である院長を中心に、職員全員で院内感染対策を推進しています。
- 院内感染対策の基本的な考え方や関連知識の習得を目的として、職員を対象とした研修会を年 2 回以上実施しています。
- 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、麻しん、水痘など、感染性の高い疾患が疑われる場合には、一般診療の患者様と可能な限り時間、動線、診療スペースを分けて対応します。
- 抗菌薬については、厚生労働省のガイダンス等に基づき、必要性を適切に判断したうえで使用します。ウイルス感染症が疑われる場合など、抗菌薬が必要でないと判断した場合には、抗菌薬を処方しないことがあります。
- 標準予防策を踏まえた院内感染対策マニュアルを作成し、職員全員がマニュアルに沿って院内感染対策を実施しています。
- 感染対策に関して、連携医療機関、地域医師会、行政機関等が主催するカンファレンスや研修会に参加し、必要な情報提供や助言を受けながら、院内感染対策の向上に努めています。
- 発熱、咳、鼻水、咽頭痛、嘔吐、下痢、発疹など、感染症が疑われる症状のある患者様については、受診歴の有無にかかわらず診療を行っています。
- 感染症が疑われる患者様を診療する際には、院内感染防止のため、必要な感染対策を行ったうえで対応いたします。対象となる診療を行った場合には、診療報酬上の定めに基づき、発熱患者等対応加算を算定することがあります。
- 感染症の発生状況を把握するため、必要なサーベイランスに協力し、地域の感染症対策に貢献しています。

■遠隔電子処方箋活用加算

当院は電子処方箋対応医療機関です。

オンライン診療において電子処方箋を発行する場合、電子処方箋管理サービスを活用し、重複投薬等の確認を行い、適切な処方管理に努めています。

対象となる診療を行った場合には、診療報酬上の定めに基づき、遠隔電子処方箋活用加算を算定することがあります。

■電子的診療情報連携体制整備加算

当院では、電子的診療情報連携体制整備加算 2 に係る施設基準の届出を行っています。
当院では、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう体制を整備しています。

- オンライン請求を行っています。
- オンライン資格確認等システムを導入し、マイナ保険証の利用に対応しています。
- 患者様の同意に基づき、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報、薬剤情報、特定健診情報等を活用して診療を行っています。
- マイナ保険証の利用を促進し、正確な情報に基づいた医療の提供に努めています。
- 電子処方箋の発行体制や電子カルテ情報共有サービスなど、電子的な診療情報連携に係る取り組みを行っていきます。
- 電子的診療情報連携体制、医療 DX に関する取り組み、診療情報の取得・活用等について、院内掲示および当院ホームページに掲載しています。

今後も、患者様の診療情報を適切に活用し、より安全で質の高い医療の提供に努めてまいります。

■小児かかりつけ診療料

当院では、継続して受診され、同意をいただいたお子様に対して、小児科の「かかりつけ医」として診療を行っています。
対象となるのは、ワクチン接種等を含めて当院を 4 回以上受診されたことがあり、他の医療機関で小児かかりつけ医の登録をされていない、6 歳未満のお子様です。
小児かかりつけ医として、次のような診療・支援を行います。

- 急な病気の診療や、慢性疾患の指導・管理を行います。
- 必要に応じて、専門的な医療機関への紹介を行います。
- 予防接種の接種状況を確認し、接種時期についての指導を行います。また、予防接種の有効性・安全性に関する情報提供を行います。
- 発達段階に応じた助言・指導を行います。
- 小児かかりつけ診療料に同意された患者様からの電話によるお問い合わせに対応します。
- 発達障害が疑われる場合には、診療および保護者の方からのご相談に対応し、必要に応じて専門的な医療機関への紹介を行います。
- 育児不安などのご相談に対応し、必要な助言・支援を行います。

なお、夜間・深夜・早朝のご連絡は、緊急時を除きお控えいただきますようお願いいたします。

■時間外対応体制加算について

当院では、時間外対応体制加算 3 に係る施設基準の届出を行っています。
継続的に当院を受診されている患者様からの標榜時間外のお問い合わせに対し、夜間 20:00～22:00 に電話等で対応できる体制を整えています。
連絡先：06-6131-9858
やむを得ず対応できない場合は、確認後、速やかに折り返しご連絡いたします。
当院と連絡が取れない場合や緊急時は、下記へご相談ください。
救急安心センターおおさか：#7119
小児救急電話相談：#8000
緊急時：119
連携医療機関：JCHO 大阪病院　06-6441-5451
連携医療機関：北野病院　06-6312-1221

■小児特定疾患カウンセリング料

当院では、小児特定疾患カウンセリング料に係る施設基準の届出を行っています。
小児科の医師が、対象となる疾患を有するお子様とご家族に対して、治療計画に基づき、療養上必要なカウンセリングを行います。
カウンセリングでは、病状や治療内容、日常生活での注意点、ご家庭や園・学校での対応などについて、必要な助言や支援を行います。
対象となる疾患やカウンセリングの実施については、医師が診察のうえ判断いたします。
ご不明な点がございましたら、診察時に医師へご相談ください。

■長期処方・リフィル処方せん

当院では、患者様の状態に応じて、28 日以上の長期処方またはリフィル処方せんの交付に対応しています。
長期処方やリフィル処方せんは、病状が安定しており、医師が継続的な服薬管理が可能と判断した場合に行います。
一方で、病状の変化がある場合、定期的な診察や検査が必要な場合、薬剤の内容によって慎重な管理が必要な場合には、長期処方やリフィル処方せんに対応できないことがあります。
長期処方またはリフィル処方せんの交付が可能かどうかは、患者様の病状、治療内容、服薬状況等を踏まえて、医師が個別に判断いたします。
ご希望の方は、診察時に医師へご相談ください。

■アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料

当院では、スギ花粉症やダニアレルギーなどのアレルギー性鼻炎に対して、医師が適応を判断したうえで、舌下免疫療法等による治療管理を行っています。

治療開始前には、治療内容、期待される効果、治療期間、副作用、注意点等について文書を用いて説明し、同意をいただいたうえで開始します。

治療中は、症状の経過、副作用の有無、服薬状況等を確認しながら、継続的に治療管理を行います。

対象となる診療を行った場合には、診療報酬上の定めに基づき、アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料を算定することがあります。

■外来・在宅物価対応料

当院では、令和 8 年度診療報酬改定に基づき、外来・在宅物価対応料を算定しています。

外来・在宅物価対応料は、医療機関における光熱費、材料費、設備維持費等の物価高騰に対応し、地域で継続的に医療を提供する体制を確保するために設けられた診療報酬上の評価です。

■在宅医療・緩和ケア等に関する施設基準

当院では、在宅医療および緩和ケアに関して、以下の施設基準の届出を行っています。

・がん性疼痛緩和指導管理料
・在宅療養支援診療所 3
・在宅時医学総合管理料 1
・在宅がん医療総合診療料
・在宅医療情報連携加算

通院が困難な患者様に対して、訪問診療、在宅での療養管理、症状緩和、がんに伴う痛みの管理等を行っています。

必要に応じて、訪問看護、薬局、介護事業所、地域の医療機関等と連携し、患者様が住み慣れた場所で安心して療養を続けられるよう支援いたします。

ファミリークリニックきじま